

## 不法投棄

しない・させない・ゆるさない

環境保全部会は現場主義で行動いたします！

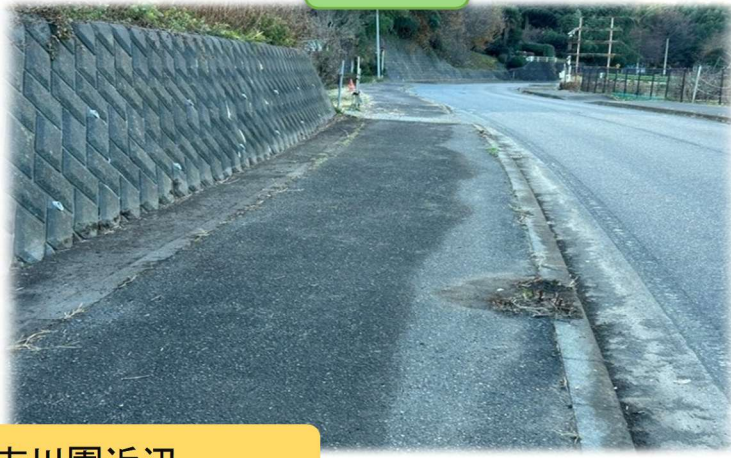
私たち環境保全部会は、小出の緑を守るため行政や地域の自治会などと連携して、不法投棄防止のために、道路や歩道の雑草、土砂、雑木の除去を重点に活動しています

## 現場実践活動

整備前



整備後



斎場通り市川園近辺



細紺地区

# 啓蒙活動

小出小の子どもたちが気持ちを  
込めて描いてくれたポスター

**ポイ捨てを続ける人へ**  
あなたの行いで地域の人  
は大変迷惑しています。  
**そのポイ捨ては  
やめましょう！！**

小出地区まちから協議会 環境保全部会  
環境事業センター




下寺尾入り口



芹東自治会館前



小出県道下寺尾



芹西水管橋近辺



下寺尾浄見寺近辺

活動の成果として初めて、斎場通り  
久組入り口における不法投棄の犯  
人が特定されました



**<警告>**  
令和6年5月12日、  
ここに不法投棄した犯  
人は、**警察との連携で**  
特定されました。



場所：皇山公園BBQ場から茅ヶ崎市斎場を結ぶ外周道路上

**不法投棄は犯罪です  
止めましょう！！**

小出地区まちから協議会 環境保全部会  
茅ヶ崎市環境事業センター

# 環境保全豆知識

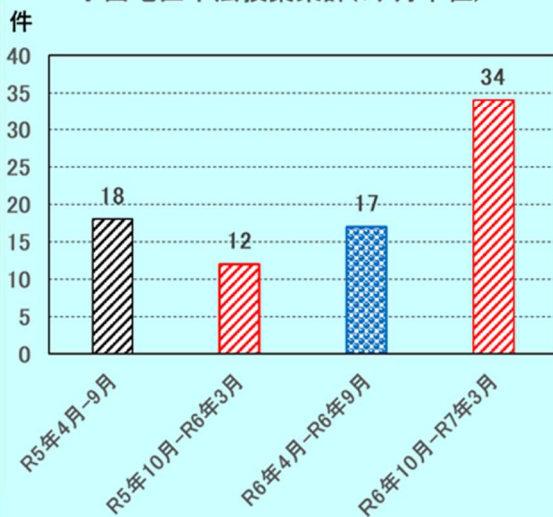
## 不法投棄とは

廃棄物を適正に処理せず、道路や山林、空き地等(自分の占有地、管理地を含む)に捨てる行為です。空缶、ペットボトル、ガムの包み紙、たばこの吸い殻等のゴミのポイ捨ても不法投棄であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)」において、第16条「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定され、一般にこれに違反したものを不法投棄と定義します。また、当該行為は廃掃法第25条及び第32条(個人の場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はその両方。法人の場合は3億円以下の罰金)の処罰の対象となります。「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」では、空缶、タバコの吸い殻などのポイ捨てに対して2万円以下の罰金が科せられます。バーベキュー等での調理くずの放置、犬の糞の投棄、放置にも2万円以下の罰金、落書き、ゴムやプラスチック等の合成樹脂を燃やすと5万円以下の罰金が科せられます。

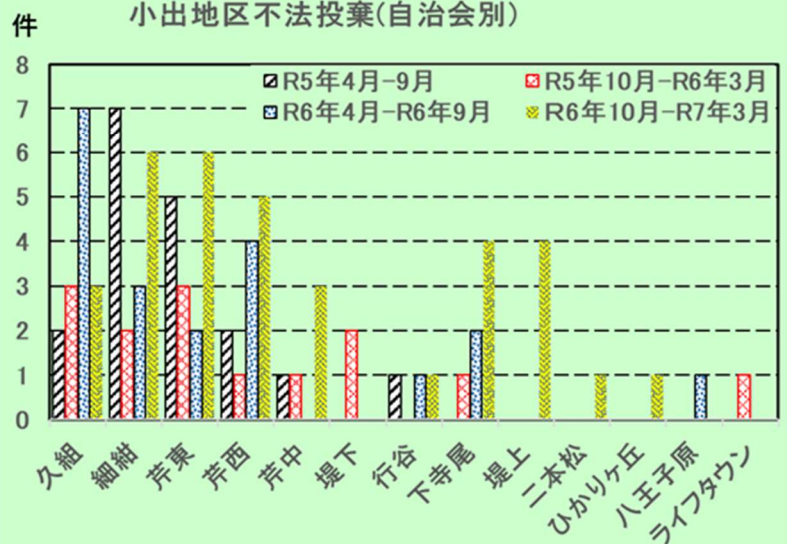
## 不法投棄の現状

小出地区は年間を通じて不法投棄の多発エリアです。市内不法投棄の件数では毎年他地区を大きく引き離して断トツの1位です。自然が豊かな反面、人口が少なく、車を停めて捨てやすい路肩、山林、田畑等の場所が多いことが主因です。市環境事業センターは昼夜を問わずにパトロールを実施しています。また、環境保全部会も年に1回夜間パトロールに参加しています。

小出地区不法投棄集計(6ヶ月単位)



小出地区不法投棄(自治会別)



環境保全部会記録データより

不法投棄例



# 環境保全部員の思い



会見  
(部会長)

私は、小出の緑多い自然の環境に憧れて平成元年に移住してきました。この小出の環境を破壊する行為、特に不法投棄にたいしてもの凄い憤りを覚え、この不法投棄をなんとかやめさせるべく部活動を行っています。是非地域の皆様のご協力をお願い致します。



鈴木  
(副部会長)

緑に囲まれた小出で生まれて育った住民としては最近の小出地区の環境破壊には目に余る物があります。ポイ捨ては常態化し、不法投棄も減らない現状があり、小出で育った人間としては許すことのできない現状から、環境保全部会の一員として、整理・整頓・清潔・清掃・躰を活動の肝と考え活動してます。今後の活動についても、小出がいつまでも美しい環境が維持できるよう、諦めることなく皆様と一緒に活動して参ります。



布川  
(書記)

自分が生まれ育った小出からゴミの不法投棄をなくしたいという思いから、部会発足準備会から参加して活動しています。春には椿や桜、夏には紫陽花や山百合、秋には菊や彼岸花、冬には梅や福寿草、またつくしんぼの芽吹きなどを眺めながら、ゴミのない「小出の原風景」の中を散歩したいと思っています。散歩や散策をしている方々から、笑顔で「小出は道路がきれいだね、ゴミがないね」といった声を聞いたり、そのような会話を部会に伝えてもらえると、活動の励みになります。やがて、住民全員が参加し、毎日が「クリーン小出」の運動の日となることを夢見て、日々活動を続けています。



相田  
(会計)

令和3年に自治会長を仰せつかり、最初の2年は自治会が多忙にてまちぢから協議会の活動には手が回らず何もできませんでした。令和5年に環境保全部会がスタートしたので、小出を住みよい環境にするため、得意の物造りで、道具の手入れや作業の効率化のために手を貸すのもいいかなと思いつき入会しました。それから早や2年を迎えそれぞれの会員が得意のアイデアを出し合いながら、楽しく作業に奮闘している今日この頃です。



服部  
(監事)

現場主義をモットーに環境保全部員として早や2年、私は、どんな方法であれ不法投棄犯人を特定した時にはその事実を公表すべき、そうしないと当該犯人自身の再発は防げても広く犯罪予備軍への警鐘や警告にはならない、つまり犯人以外犯行の顛末が他に知られなかったとしたらそれは犯人を罰するだけで抑止になる筈がないと主張しています。犯人の特定公表については個人情報保護法が壁になっていると聞きますが、罰を犯した者が個人情報保護法に守られているとしたら、これは江戸由来の「盗人にも三分の理」の温情裁きが時代錯誤的に継承されてきた事にもなるが、我々は個人特定が容易にわかる公表まで求めているわけではないので抑止につながる公表許可の限界を広げて対応すべきと考えています。

## 【部会員募集】

環境保全部会には、いつでも、誰でも自由に参加出来ます  
一緒に活動してみたいと思われる方はご連絡をお待ちしております

【連絡先】  
環境保全部会  
会見  
090-7280-  
4345

環境  
保全  
部会

